

フランスの新人口センサスの調査票について

西村善博*

はじめに

本資料¹⁾では、2004年以降、新しい調査方式の下で実施されているフランスの人口センサスの調査票を紹介する。調査票は調査対象に応じていくつかの種類がある。ここでは通常の住宅とその世帯員を対象とする住宅票と個人票に限定する。また、住宅票の質問項目はフランス本国と海外県の間において相違点がある。本資料ではフランス本国に限定し、海外県との違いには触れない。

まず、INSEE(2009c:9)とGodinot(2005, Glossaire:4)²⁾をもとに、住宅と世帯の定義を確認しておこう。センサスの意味で、通常の住宅は利用の観点から、居住に使われる分離、独立した場所と定義される。住宅は、本宅、臨時住宅、セカンドハウス、空き家の4つに分類される。他方、世帯とは本宅として使われている同一の住宅で生活している人々の集合であって、人々の関係を問わない。したがって、本宅人口が世帯人口を構成する。

世帯には、別宅をもち、調査の時に本宅とは別の場所に滞在している人々を含める。しかし、施設（寄宿舎、学生寮、兵舎、老人ホームなど）や移動住宅に住む人々によって居住に使われる場所は通常の住宅とみなされないし、それらの人々は世帯人口に属さない。川船の乗組員・船上生活者、ホームレスも同様に世帯人口には属さない。しかし、施設内の官舎（ないし社宅）は通常の住宅とみなされる。

以下では、こうした住宅と世帯の定義を考慮に入れ、住宅票における住宅分類に関する質問項目、世帯人口及び法定人口把握の基礎となる居住者リストをとりあげる。さらには、1999年人口センサスと異なる個人票の新設質問をみることによって、調査票の特徴を描くことにする。なお、調査票の質問項目は2004～10年調査まで、経年に伴う表現の変更や回答の書式変更を除けば同一である。本資料では2010年調査票を前提に議論を進め、11年調査の変更点を最後に述べることにする。

1. 住宅票の構成と住宅の分類

住宅票³⁾は4頁からなる。1頁に「住宅のカテゴリー」、「建築物のタイプ」、「住宅の所在地」に関する質問、2～3頁に「居住者リスト(A, B, C)」に関する質問がある。これらの質問には番号が付与されていない(*ibid.*, PQFL⁴⁾:2-14)。そして4頁に「住宅の特性と快適性」と題する13の質問項目、すなわち、1「住宅のタイプ」、2「家やビルの竣工年」、3「エレベータ設置の有無」、4「居住部屋数」、5「住宅面積」、6「住宅の所有関係」、7「低家賃住宅(HLM)か否か」、8「住宅への入居年」、9「シャワーや浴槽の有無」、10「主な暖房手段」、11「主な暖房の燃料」、12「自動車の所有台数」、13「駐車場の有無」がある。

住宅票1頁の「住宅のカテゴリー」、「建築物のタイプ」は住宅の種類に関わりなく、調査員が回答を記入する。しかし、「住宅の所在地」以降は住宅の種類によって異なる。本

* 大分大学経済学部

〒870-1192 大分市大字旦野原700

宅の場合、居住者自身が留め置かれた調査票に回答を記入する⁵⁾(*ibid.*, Ch. C : 14)。他方、本宅以外の場合、「住宅の所在地」は調査員によって情報が与えられる。2～3頁の居住者リストは空欄となり、4頁の質問は管理人や隣人の情報にもとづき調査員が回答を記入する⁶⁾(INSEE, 2006 : 21-24)。なお、居住者リストは第2節でとりあげる。

住宅の分類に関係する質問項目として、たとえば、「住宅のカテゴリー」、「建築物のタイプ」、問1「住宅のタイプ」がある。以下、これらの選択肢をみていこう。まず、「住宅のカテゴリー」である。

- ①本宅、②臨時住宅、③セカンドハウス、
④空き家

この選択肢は既述のように利用の観点からみた住宅の分類である。選択肢①は1人ないし複数の人々がふだん居住する住宅（ないし独立した部屋）である。本宅には、学業のため成年（18歳以上）の学生によって使われている住宅ないし独立した部屋が、その居住期間を問わず含まれる。②は他に家族宅をもつ人によって、職業上の理由のために1年の一部の期間、臨時的に使われる住宅（ないし独立した部屋）である。たとえば、週末のみ他のコミュニケーションの家族宅に帰っていく教員によって、職業上の理由で週日使われる住宅である。なお、臨時住宅の居住者は家族宅で調査される（第2節を参照）。③は週末、レジャーないしバカンスのために1年の一定期間のみ使われる住宅である。ただし、同一個人による居住期間は1年につき6ヵ月未満でなければならない。④は使われていない家であって、販売や賃貸で入手可能なもの、買主ないし借家人に既に与えられ居住を待つものなどがある（*ibid.* : 17-18）。次に、「建築物のタイプ」の選択肢である。

- ①1戸の住宅がある居住建物（他の建物と離れている）、②1戸の住宅がある居住建物（同形の建物が連なったり、一群をなす）、③2戸以上の住宅がある居住建物、
④非居住建物（施設、工場、駅、競技場、オフィス・ビルなど）、⑤仮の建築物、モバイルハウス、⑥キャンピングカー、移動住宅

この質問では、住宅が所在する建物を描くために6タイプの建築物が設定されている。選択肢①と②の区別は他の建物との間に共有の境界壁が存在するか否かであって、①ではそれが存在しないのに対して、②では少なくとも1つ存在する。たとえば、①は庭で囲まれた平屋建の家であり、②は鉱山地域の坑夫長屋や都市の長屋建住宅である。③では同じ住所に少なくとも2戸の住宅が集まっている。④では、その内部に、官舎や社宅がある。たとえば、工場の管理人宅や学校内の教員住宅である。⑤では建設現場の小屋、固定した移動住宅、仮設住宅あるいはバラックが住宅として利用される。選択肢①～⑤に、センサスの意味での住宅が存在する（*ibid.* : 18-19）。

選択肢⑥は、ホームレス及び移動住宅の居住者に対する調査⁷⁾にもつぱら利用される（*ibid.*, 19）。移動住宅の居住者とはたとえば旅芸人であって、ホームレスと同様に住所不定である（Godinot, 2005, glossaire:4-5）。他方、選択肢⑤では、移動住宅が固定され、「流動の可能性がない」（Briant et Donzeau, 2011:2）という違いがある。最後に、問1「住宅のタイプ」の選択肢を列挙する。

- ①家（maison）、②アパートマン、③高齢者アパート（logement-foyer）、④ホテルの部屋、⑤一時しのぎの住宅、⑥独立した部屋（固有の入口有り）

住宅として、選択肢③～⑥のような特殊ケースがあり、⑤には、上記の質問「建築物

のタイプ」の選択肢⑤「仮の建築物、モービルハウス」を含む。なお、選択肢⑥の例として、ある世帯が4部屋からなる住宅(X)と屋根裏部屋(C)を所有し、Cを学生に賃貸するケースがある。ただし、CにはXに通じる内部連絡口がなく、外部の階段の踊り場に通じる入口を備え、独立性を維持していることが必要である。この場合、Cは一戸の住宅とみなされる(INSEE, 2006: 71-73)。

このように住宅票は、住宅の分類に関して、利用の観点だけでなく、住宅が所在する建築物や住宅のタイプの観点を取り入れることによって、特殊ケースないし劣悪な居住環境の住宅や階層が分析可能なように設計されている。

2. 居住者リスト：世帯人口及び法定人口把握の基礎

住宅票の2～3頁(見開き)では、居住者リストA、リストB及びリストCと呼ばれる名簿作成用の表が示される。リストAには住宅の常住者(世帯人口を構成)、リストBには学業のために別居している成年の子ども、リストCにはその他の居住者を記入する。以下、住宅票の説明をみていこう。

リストAには、この住宅で1年の大半を生活する人々を記入する。一時的に不在者(バカンス、出張、1ヶ月未満の入院など)、乳児(産院にいるにせよ)、住宅の一部に居住する転借人や共同借家人を含める。さらに次の人々を含める。①学業のために別居しているが、この住宅が家族宅である未成年の子ども、②職業上の理由のために別宅をもち、週末やバカンスなどのときに、この住宅に帰ってくる配偶者⁸⁾、③学業のためにこの住宅に居住する成年の人々、④この住宅にいるが他に本宅をもたない人々、⑤この住宅に居住する家の使用人、従業員及び住込みの若い女性である。求められる記入内容は、該当者の姓・名およびリストA筆頭記載者との血縁関係な

いし関係である。

このように住宅の常住者として、別居状態の未成年の子ども(ケース①)や職業上の理由から別宅(臨時住宅)を有する配偶者(ケース②)を含める。これは、それらの人々のふだんの居住地は家族宅であるとする規定に基づいている(Godinot, 2005, Annexe E5: 2)。

リストBには、学業のために別居しているが、バカンスや週末などに、この住宅に帰ってくる成年の子どもを記入する。求められる記入内容は、該当者の姓・名およびリストA筆頭記載者との血縁関係ないし関係、出生年、(学業のために該当者が居住している)住所である。

リストCはリストC1とC2に分けられ⁹⁾、その他の居住者を記入する。リストC1には、親がフランスの他のコミューンに居住しているが、学業のためこの住宅に居住する未成年の子どもを記入する。他方、リストC2には次の人々を記入する。①(別居あるいは離婚の結果として)他の親の保護下にある子ども、あるいは共同保護下にある場合、他の親とたいてい一緒に住んでいる子ども、②この住宅に職業上の理由で居住するが、週末に、家族宅に帰っていく配偶者、③施設(老人ホーム、1ヵ月以上の入院、労働者の宿泊施設、兵舎、刑務所など)に収容されているが、この住宅が個人宅である人々、④センサスの時にこの住宅に居住しているが、他の住宅に1年の大半住んでいる人々である。求められる記入内容は姓・名、リストA筆頭記載者との血縁関係ないし関係、出生年である。

住宅票には以下のような例があり、各リストへの記入例(省略)が示されている。

- [例] モーラン夫妻はサン・マロ(Saint-Malo)に住み、3人の子どもがいる。
- ・クリストフはこの住宅に1年中いる。
 - ・グレゴワールは16歳で、レンヌのリセの寮にいる。
 - ・ジュリは21歳で、パリ在住(15区に住

所がある)の学生であり、そこで一部屋を借りている。彼女は両親宅に毎週末、帰ってくる。

モーラン夫人は15歳の甥トーマス・ギャラルを保護している。彼の両親はダクス(Dax)に住むが、彼はサン・マロで学業を続けている。ジャン・デュパ(1933年生れ)はモーラン夫人の父で、娘の家で1年の4か月を過ごし、残りはジュラ県で生活する。

モーラン夫妻、クリストフ、グレゴワールはリストA、ジュリはリストB、トーマス・ギャラルはリストC1、ジャン・デュパはリストC2に、それぞれ記入する。

ところで、コミューンの法定人口のカテゴリーとして、コミューンの自治体人口(population municipale)、例外的な人口(population comptée à part)、総人口(自治体人口+例外的な人口)の3つがある。コミューンの自治体人口は、当該コミューン域にふだんの居住地がある人々などから構成される。コミューンの例外的な人口は、当該コミューン域に居住地を維持しているが、ふだんの居住地は他のコミューンにある人々から構成される(*ibid.*, Ch. D:4-5)。居住者リストは、コミューンの法定人口を把握するために利用される。

居住者リストAの記載者(常住者)は法定人口の観点からコミューンの自治体人口に属する。ただし、学業のために他のコミューンに別居している未成年の子どもは、別居先コミューンの例外的な人口としても数えられる。リストBの記載者(成年の子ども)で25歳未満の者は、別居先コミューンの自治体人口であり、かつ家族宅のあるコミューンの例外的な人口として数えられる。リストC1の記載者(未成年の子ども)は、居住コミューンの例外的な人口であり、かつ家族宅所在コミューンの自治体人口として数えられる。リストC2の記載者(その他の居住者)は、たとえば、他のコミューンの施設で生活してい

るが、家族宅がこのコミューンにある場合、このコミューンの例外的な人口であり、かつ他のコミューンの自治体人口として数えられる(*ibid.*)。

例示されたモーラン家の場合、リストA記載者のうち3名(モーラン夫妻、クリストフ)はサン・マロの自治体人口として数えられ、残り1名(グレゴワール)はサン・マロの自治体人口かつレンヌの例外的な人口として数えられる。リストB記載者(ジュリ)はサン・マロの例外的な人口かつパリ15区の自治体人口¹⁰⁾として数えられる。リストC1記載者(ギャラル)はサン・マロの例外的な人口かつダクスの自治体人口として数えられる。リストC2記載者(デュパ)は他のコミューン(ジュラ県内)の自治体人口として数えられ、もしそこで、たとえば、老人ホームへの入居が確認されれば、サン・マロの例外的な人口としても数えられることになる。

3. 個人票

個人票¹¹⁾の対象者は住宅票の居住者リストAの記載者である。質問項目は計26問である。ただし、質問番号と回答対象者の指示文に付けられた番号が一連番号(1~30)として与えられている。

問1~5は全員が対象で、「性別」、「生年月日と出生の場所」、「国籍」などから構成される。問7以降は14歳以上を対象とする(指示6)。問7~11は「カップルとしての生活」、「法的な配偶状態」、「主な就業状態」、「今働いているか否か」など、問13~16は今働いていない者を対象に(指示12)、「以前、働いていたか否か」、「以前の就業状態」、「仕事を探しているか」などから構成される。問18~25は今働いている者を対象に(指示17)、「勤務先の名称」、「職場の所在地」、「フルタイムかパートタイムか」、「給与所得者でない場合の職業」などから構成される。問27~30は給与所得者を対象に(指示26)、「雇用

契約の種類」, 「雇用の職業カテゴリー」などから構成される。

このように問7以降は14歳以上が対象となる。しかし、この限定は分かりにくい。というのは、問7「カップルとしての生活」におけるカップルや問10「主な就業状態」以降に関係する労働力人口は15歳以上で定義されるので、調査対象を15歳以上にしても良いはずであるからである。こうした措置の理由は、経済活動の質問項目に関して「誰も漏れないように」(*ibid.*, PQBI¹²⁾: 18)とされている。いまのところ、これ以外の理由は判明しない。

次に、1999年センサスとは異なる新設の質問として、問7「カップルとしての生活」と問11「今働いているか否か」をとりあげる。

問7は「あなたはカップル¹³⁾として生活していますか」に対して「はい」ないし「いいえ」を選択させる。問7の目的は主として2つである。1つは、問8「法的な配偶状態」の回答(選択肢: ①独身, ②既婚, ③死別, ④離婚)における問題の解消である。たとえば、同棲者の場合、問8の枠内ではカップルと申告できなかったり、「独身」と申告することをためらった人々がいた。問7の導入は、そうした同棲者がぶつかった困難や躊躇を解消する狙いがある(*ibid.*, PQBI: 12-14)。

もう1つは、世帯における家族構成(子どもがいるカップル, いないカップル, ひとり親家族の3タイプ)の決定を容易にすることである。以前、それは単純な変数(年齢, 性, 法的な配偶状態)が利用されていた。しかし、世帯が複雑な場合や単純な変数相互間に整合性がない場合、住宅票居住者リストの血縁関係が利用された。この処理は人的介入(手作業によるコード化)が必要で、負担が大きく費用がかさむものであった。問7の導入は、そのような人的介入を避けることに狙いがある(INSEE, 2009a: 3)。

最後に、問11「今働いているか否か」を

とりあげる。この質問は問10「主な就業状態」と結びつき、2段階で就業者が把握される。まず、問10では、「あなたの主な状態はどれですか」という質問に対して、以下の選択肢が設けられている。

- ①職に就いている(給与所得者ないし自営業者, 仕事の補助を含む)(⇒指示17へ),
 ②雇用契約下の見習ないし有給の実習(⇒指示17へ),
 ③学業(生徒, 学生)ないし無給の実習,
 ④失業(ANPE¹⁴⁾への登録・非登録を問わない),
 ⑤退職ないし定年前退職,
 ⑥専業主婦ないし専業主夫,
 ⑦その他

選択肢①と②の「指示17」は、上記のように、今働いている者を対象に、問18~25への回答の指示である。したがって問10によって、人々の自発的な申告にもとづき、15歳以上人口を、主な就業状態の観点から、就業者(①②), 失業者(④), 非労働力人口(③⑤⑥)に分けることが可能である(Godinot, 2005, PQBI: 18)。他方、問11では、「あなたは今働いていますか」という質問に対して、以下のような回答記入上の注意と選択肢がある。

- もしあなたが臨時雇用ないしきわめて短期の雇用であれば、あるいはもしあなたが見習ないし有給の実習であれば「はい」にチェックを入れてください。もし病気休暇ないし出産休暇であれば「はい」にチェックを入れてください。
 ①はい(⇒指示17へ), ②「いいえ」(⇒指示12へ)

この質問は、問10で、就業者に分類されなかった人々のなかで、臨時雇用などで今働いている人々(病気休暇の人々などを含む)を就業者に組込むことを目的としている(INSEE, 2009b: 2)。

換言すると、1999年センサスに比較して、

現行センサスでは就業者の範囲の拡張が図られている。この変化の目的は、就業、失業、非労働力人口の境界で、ますます多くなっている人々をよりよく突き止め、よりよく分類するためである (*ibid.*:3)。

おわりに

本資料では、2004年以降、フランスで実施されている人口センサスの調査票のうち、住宅票と個人票に限ってその特徴をとりあげた。住宅票に関しては、特殊ケースないし劣悪な居住環境の住宅や階層が把握可能であること、世帯人口及び法定人口の把握のために居住者リストが用意され、特別の措置が講じられていることである。個人票に関しては、1999年センサスに対して変更点を2つとりあげた。とくに、問11「今働いているか否か」の新設に伴う就業者の捕捉範囲の拡張が目目される。これはINSEEによるILO基準の就業者への接近の試みとして位置づけられる¹⁵⁾。最後に調査票の質問項目の変更を指摘して

おこう。2011年調査では、いくつかの変更点を確認される。まず、個人票¹⁶⁾の問5が「5年前の居住地」から「1年前の居住地」に変更された。ただし選択肢は変更されていない(選択肢:①今と同じ住宅、②同一コミュニティの他の住宅、③他のコミュニティ)。住宅票¹⁷⁾では、問2「家やビルの竣工年」の選択肢の「竣工年の時期区分」、問5「住宅面積」の選択肢の「面積の階級区分」が変更された(表「選択肢の変更」を参照)。それらの変更は、国連及びユーロスタットの国際的な統計との調整の一環として位置づけられる(CNIS, 2010:5)。

こうした変更は集計基準の変更となり、5年間の年次調査の結果にもとづく詳細な統計結果の作成に影響を及ぼすと思われる。この点に加え、2014年以降、大幅な調査票の変更が予定されている(*ibid.*)。引き続き、フランスの人口センサスの動向を注視することにした。

表 選択肢の変更

問2「家やビルの竣工年」		問5「住宅面積」	
(旧)	(新)	(旧)	(新)
① 1949年以前	① 1919年以前	① 25m ² 未満	① 30m ² 未満
② 1949～1974年	② 1919～1945年	② 25～40m ²	② 30～40m ²
③ 1975～1981年	③ 1946～1970年	③ 40～70m ²	③ 40～60m ²
④ 1982～1989年	④ 1971～1990年	④ 70～100m ²	④ 60～80m ²
⑤ 1990～1998年	⑤ 1991～2005年	⑤ 100～150m ²	⑤ 80～100m ²
⑥ 1999年以降	⑥ 2006年以降	⑥ 150m ² 以上	⑥ 100～120m ²
(⑥の場合、竣工年を記入)	(⑥の場合、竣工年を記入)		⑦ 120m ² 以上

(注) 旧は2004～10年調査、新は2011年調査以降。なお、問2の旧の場合、選択肢⑦として、「建築中で居住者がいるビル」がある。

注

- 1) 本資料は、「政府統計データのアーカイブシステムの構造と機能に関する国際比較研究」日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(課題番号:22330070, 研究代表者:法政大学 森博美, 平成22年度～25年度)の成果の一部である。

- 2) この文献にはページ番号が記載されていないので、必要に応じて、章や大項目の該当ページを記載する。
- 3) 住宅票は以下のURLから取得した(2009年11月25日アクセス)。
http://www.insee.fr/fr/methodes/sources/pdf/questionnaire_RP_feuille_logement.pdf
- 4) PQFLはGodinot(2005)の大項目「Présentation des questions de la feuille de logement」(住宅票の質問の提示)の略号である。原題が長いので省略して示した。
- 5) 調査票の回収は調査員による。ただし、希望によって、コミューンの役所やINSEEへの郵送による提出が認められている(Godinot, 2005, Ch. C : 14)。第三者(ビル管理人や隣人)を経由した調査員への提出も認められている(INSEE, 2004 : 4)。なお、2012年調査からインターネットを利用した回答が一部コミューンで開始されている(http://www.le-recensement-et-moi.fr/?page=recensement_ligne 2012年1月9日アクセス)。
- 6) ただし、確認できたかぎり2007年調査以降、調査員がセカンドハウスで居住者に接触した場合、居住者は「個人票を作成せず、住宅票のみ記入して下さい」(<http://www.insee.fr/fr/publics/default.asp?page=communication/recensement/particuliers/questions.htm#q18> : 2012年3月16日アクセス)と依頼される。
- 7) ホームレス及び移動住宅の居住者に対する調査は、人口1万人以上のコミューンでは、2006年調査以降、5年毎に実施され、人口1万人未満コミューンでは通常の住宅を対象とする調査の実施年に行われる。
- 8) 厳密には、配偶者の他に、民事連帯規約(PACS)によって結びついた同棲者ないし個人も該当する(Godinot, 2005, Annexe E5 : 2)。
- 9) リストCの書式がC1とC2に区分されたのは2005年調査以降である。
- 10) パリ、リヨン、マルセイユの場合、法定人口作成の最小地域単位は区である。
- 11) 個人票は以下のURLから取得した(2009年11月25日アクセス)。
http://www.insee.fr/fr/methodes/sources/pdf/questionnaire_RP_bulletin_individuel.pdf
- 12) PQBIはGodinot(2005)の大項目「Présentation des questions du bulletin individuel」(個人票の質問の提示)の略号である。原題が長いので省略して示した。
- 13) センサスの意味で、カップルとは実際のカップルであって、本宅に同居し、既婚ないしカップルとして生活していると申告する、異性の2人(15歳以上)から構成される。したがって、カップルの決定にあたって、問7「カップルとしての生活」と問8「法的な配偶状態」の回答以外に、異性の2人、本宅に同居という基準が必要となる(INSEE, 2009d)。
- 14) ANPEは職業安定所を指している。2011年調査から、ポール・アンプロワ(pôle emploi)に変更されている。
- 15) それでもなお、センサスの意味での就業者(問10, 11を通じて、「今働いている者」に分類される人々)はILO基準の就業者とは違いがある。なお失業者については、現行センサスでは、国際基準に接近するための特別な措置は講じられていない(INSEE, 2009b : 3)。
- 16) 2011年調査の個人票は以下のURLから取得した(2012年1月4日アクセス)。
http://www.ined.fr/fichier/t_telechargement/34175/telechargement_fichier_fr_questionnaire_rp_bulletin_individuel.pdf
- 17) 2011年調査の住宅票は以下のURLから取得した(2012年1月4日アクセス)。
http://www.ined.fr/fichier/t_telechargement/34176/telechargement_fichier_fr_questionnaire_rp_feuille_logement.pdf

参考文献

- Briant, P. et Donzeau, N. (2011), “Etre sans domicile, avoir des conditions de logement difficiles : La situation dans les années 2000”, *INSEE PREMIERE*, N° 1330.
<http://www.insee.fr/fr/ffc/ipweb/ip1330/ip1330.pdf> (2012年1月8日アクセス)
- CNIS (2010), “Commission nationale d'évaluation du recensement de la population, Réunion du 15 juin

- 2010”, le 1^{er} octobre 2010, n° 243/D130. http://www.cnis.fr/files/content/sites/Cnis/files/Fichiers/cnerp/2010/compte_rendu/CR_2010_13e_reunion_CNERP.PDF (2012年2月23日アクセス)
- Godinot, A. (2005), *Pour comprendre le recensement de la population*, INSEE METHODES, n° Hors série. <http://www.insee.fr/fr/publications-et-services/sommaire.asp?codesage=IMETHS01&nivgeo=0> (2012年2月22日アクセス)
- INSEE (2004), “Dossier de presse, Lancement de l’enquête de recensement de la population 2004 : modalités pratiques et calendrier”. http://www.insee.fr/fr/ppp/comm_presse/comm/cphcdprp0104.pdf (2012年1月9日アクセス)
- INSEE (2006), *Recensement de la population : manuel de l’agent recenseur-commune de 10000 habitants ou plus*. https://international.ipums.org/international/resources/enum_materials_pdf/source_doc_fr2006.pdf (2012年3月1日アクセス)
- INSEE (2009a), “Recensement de la population : Ménages et familles”, Version du 1^{er} juillet 2009. <http://www.insee.fr/fr/publics/communication/recensement/particuliers/doc/fiche-menages-familles.pdf> (2010年5月12日アクセス)
- INSEE (2009b), “Recensement de la population : Activité-Emploi-Chômage”, Version du 1^{er} juillet 2009. <http://www.insee.fr/fr/publics/communication/recensement/particuliers/doc/fiche-activite-emploi-chomage.pdf> (2010年5月12日アクセス)
- INSEE (2009c), “Recensement de la population : Conseils d’utilisation-Synthèse”, Version du 16 juillet 2009. <http://www.insee.fr/fr/publics/communication/recensement/particuliers/doc/fiche-conseils.pdf> (2010年5月12日アクセス)
- INSEE (2009d), “Tableaux détaillés : documentation, FAM2 : Couples par état matrimonial légal des conjoints et nombre d’enfants de moins de 25 ans”, mise à jour le 17 décembre 2009. http://www.recensement-2006.insee.fr/telechargement/documentation/tableaux-detailles/DOC_TD_FAM2_2006.pdf (2012年3月18日アクセス)